

徳島県における外国人児童・生徒に対する支援に関する考察

—— 支援ネットワークの構築を目指して ——

永田良太

(キーワード：外国人児童・生徒，学校，地域，支援ネットワーク)

1. はじめに

近年，日本における在留外国人の数は増加している。『平成18年版在留外国人統計』によれば，2005年12月31日時点での外国人登録者数は2,011,555人である。外国人登録者数の調査が開始された1948年には658,292人であったが¹⁾，現在では約3倍に増加している。同調査によると，外国人登録者数は過去30年間，絶えず増加しており，今日の日本社会がこれらの外国人によって支えられていることを考えると，今後もこの数字は増加することが予想される。

このような外国人登録者数の増加傾向に関わっているのは主として中国，南米，東南アジアなどからの滞在者であるが，これらの国や地域から親に連れられて来日する外国人子女には，ことばや異文化適応など様々な問題が見られる。本稿は，日本において急速に増加しつつあるこれらの外国人子女に関する問題に焦点を当て，学校を中心とした支援体制のあり方について，ネットワークの構築という観点から考えようとするものである。なお，外国人子女の在住状況および支援環境は地域によって異なるため，当該の学校や地域の実情に即しつつ，具体的に支援体制を考える必要がある。そこで本稿では，徳島県の現状を踏まえつつ，県内在住の外国人子女に対してどのような支援体制を築くことができるかについて考える。

2. 統計資料から見た徳島県における外国人子女の特徴

外国人子女に対する適切な支援体制について考えるためには，まず現状を把握しておく必要がある。そこで，本節においては各種統計資料にもとづきつつ，徳島県における外国人子女の特徴についてまとめる。

2-1. 外国人子女数

先に述べたように，2005年12月31日の時点で，日本国内における外国人登録者数は2,011,555人である。同資料において，徳島県の外国人登録者数は5,818人であり，そのうち外国人子女数は以下の通りである。

表1 徳島県における外国人子女数 (2005年12月31日現在)

0～4歳		5～9歳		10～14歳		15～19歳		計
男	女	男	女	男	女	男	女	
28	30	29	31	25	38	56	183	420

集計単位上，日本の学校における就学年齢（6歳～18歳）との間に前後1歳の開きがあるが，2005年12月31日の時点で，5歳～19歳の人数は362人であり，ここから300人前後²⁾の学齢期の外国人子女が徳島県内に在住していると考えられる。また，就学前の外国人子女も80人前後在住していると思われる。

前年の統計結果と比べると，徳島県における外国人登録者数は93人減少しているが，外国人子女数（0歳～19歳）は43人増加している。このことから，外国人子女に対する支援は徳島県における重要な課題の一つであると言える。

2-2. 国籍

次に，徳島県在住の外国人子女の国籍について，『平成18年版在留外国人統計』をもとに見てみる。年齢別の集計

に関して、同資料では日本における外国人登録者数上位3つの「韓国・朝鮮」、「中国」、「ブラジル」についてしか公表されていないため、まずはこれらに限定して見ることにする。

表2 徳島県における国籍別外国人子女数（上位3国、2005年12月31日現在）

	0～4歳		5～9歳		10～14歳		15～19歳		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
韓国・朝鮮	0	2	1	1	4	3	8	1	20
中国	6	9	10	13	13	16	27	154	248
ブラジル	0	0	1	0	0	1	1	1	4

近年、ブラジルやペルーといった南米からの移住者が急増しており、静岡県や愛知県では学齢期の外国人子女の約半数がブラジル人子女であるが、徳島県においては、中国人子女が学齢期の子女数の過半数を占めることが表1と表2から分かる。次に、年齢別に集計されてはいないが、徳島県における国籍別の外国人登録者数を見ると、以下の通りである。

表3 徳島県における国籍別外国人登録者数（上位10国、2005年12月31日現在）

中国	フィリピン	韓国・朝鮮	インドネシア	米 国	ベトナム	ブラジル	カナダ	タイ	オーストラリア
3710	680	407	147	120	95	72	56	54	48

表3を見ると、表2で見た外国人子女数の割合を反映するように、中国人が最も多いことが分かる。また、表3からはフィリピン、インドネシア、ベトナムといった東南アジアの人々の割合が高いことが分かる。ここから、徳島県においては、外国人子女に関してもこれらの国々の割合が高いということが推測される。

2-3. 日本語指導が必要な外国人児童・生徒数

外国人子女が日本の学校に通おうとするとき、まず生じる問題は日本語によるコミュニケーションの問題である。文部科学省もこの点を重視して、平成3年度から「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」を2年おきに実施しており、外国人の増加が顕著になり始めた平成11年度からは毎年実施している。この調査によれば、2005年9月1日の時点で、日本語指導を必要とする20,692人の外国人子女が全国の公立の小・中・高等学校、中等教育学校および盲・聾・養護学校に在籍しているという。徳島県においては、34人の日本語指導を必要とする外国人子女が在籍していることが同調査において報告されている。但し、この調査については問題点も指摘されている（宮島2003, 山田2004, 川上2005など）。それは、日本語指導を必要とするか否かを判断する際の基準が統一されていないということである。この調査において、日本語指導が必要であるか否かの判断は各学校における担当者の判断に委ねられており、調査結果が実態を正確に反映したものであるかどうかについては疑問が残る。また、日本語指導が必要であるとされた外国人子女がどのような日本語指導を必要とするかについても把握することが出来ない。外国人子女のニーズに応じた日本語指導を行うためには、その日本語力について、客観的な基準にもとづいた実態把握が必要であろう。

以上、徳島県における外国人子女の特徴について、統計資料をもとに見てきた。これらのことから、徳島県内には中国人を中心とした300人前後の学齢期の外国人子女が在住しており、そのうちの34人が公立の学校において日本語指導を必要としていることが明らかになった。ここで注意する必要があるのは学齢期の外国人子女がすべて就学しているわけではないということである。具体的な数字は明らかではないが、学齢期の子女数と日本語指導を必要とする外国人児童・生徒数を比較すると、徳島県内においても相当数の不就学児童が存在することが推測される。また、上に見た調査の対象には含まれていないが、日本語指導が必要な児童・生徒として帰国児童・生徒も存在する。このような不就学の外国人子女や帰国児童・生徒に対する支援および徳島県内に80人前後在住と思われる未就学児童に対する就学前支援についても重要な問題であるが、これらの問題については稿を改めて考えたい。

以下においては、公立学校に就学する外国人子女（以下、「外国人児童・生徒」と呼ぶ）に対する支援について考えていく。日本において外国人子女が通う学校としては国・公・私立学校および各種の外国人学校が考えられる。このうち、公立学校（小・中・高等学校、盲・聾・養護学校および中等教育学校）には、2003年5月の時点で約71,000人の外国人児童・生徒が在籍している³⁾。様々な地域に在住する外国人子女にとって、公立学校は地理的に最も通学しやすい教育機関であることを考えると、今後その役割の重要性は増すと考えられる。また、2006年9月現在、徳島県には外国人学校が設立されていないことを踏まえると、徳島県において、公立学校が外国人子女の教育に果たす役割はより一層大きいと考えられる。外国人児童・生徒の支援に関する具体的な問題について考える前に、次節においては、外国人子女が日本において教育を受ける権利および外国人児童・生徒とともに学ぶことの意義について考えてみたい。

3. 学校教育と外国人子女

はじめに、外国人子女が日本の学校で学ぶ権利について確認しておきたい。日本国憲法では「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する（憲法26条1項）」とされる。このような「教育を受ける権利」に関して、世界人権宣言、国際人権A規約、児童の権利条約等を踏まえれば、ここでの「国民」とは日本国籍を持つ者に限らず、在留する外国人も指すと解釈される（手塚1995）。外国人児童・生徒の教育に際しては、それが子どもたちに対して憲法で保障されている基本的な権利であることを認識しておく必要がある。

次に、日本人児童・生徒が外国人児童・生徒とともに学ぶことの意義について、川上（2001）や村田（2001）は日本人児童・生徒に対する国際理解教育の推進につながると指摘する。この点について、中央教育審議会答申に照らしつつ、以下に具体的に考えてみたい。平成8年に出版された第15次中央教育審議会第一次答申では、国際理解教育に関して次のように述べられている⁴⁾。

- ① 広い視野を持ち、異文化を理解するとともに、これを尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく資質や能力の育成を図ること。
- ② 国際理解のためにも、日本人として、また個人としての自己の確立を図ること。
- ③ 国際社会において、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現できる基礎的な力を育成する観点から、外国語能力の基礎や表現力等のコミュニケーション能力の育成を図ること。

答申に示されている上記の具体的な能力を育成するために、現在、学校ではどのような取り組みがなされているのであろうか。①の「異文化理解」については、総合的な学習の時間に外国人留学生を招いて、留学生の出身国の衣食、音楽、踊り、子どもの遊びなどの紹介が行われることが多い（花見・橋本2001）。③の「外国語能力の基礎」について、「平成17年度小学校英語活動実施状況調査」によれば、全国の約9割の小学校で、特別活動および総合的な学習の時間に歌やゲームで英語に親しむ取り組みがなされているという。さらに、特別活動や総合的な学習の時間といった特定の時間に限らず、教科の学習の中で「広い視野」、「人間理解」、「コミュニケーション能力」などといった上記の能力を構成する各種能力を養おうとする取り組みも見られる（文部省2000）。

異なる文化的背景を持つ外国人児童・生徒との交流は日本人児童・生徒に「異文化理解」のための機会を提供するが、ここで、「異文化理解」の対象となる「文化」には二つの側面があることに注意したい。一つは「伝統文化」であり、もう一つは「生活文化」である。「伝統文化」とは茶道、華道、歌舞伎などのように継承的な性格を持つものであり、「生活文化」とは食生活や日常のコミュニケーションの様式のように毎日の生活に直接関わるものである（井上2002）。現在、特別活動や総合的な学習の時間で行われている「異文化理解」に関する取り組みを見ると、このうちの前者に注目した活動が多いように思われる。しかしながら、国際社会に生きるためには、「伝統文化」だけではなく、「生活文化」を理解する力も培う必要がある。外国人児童・生徒と学校生活を共にすることで、そのような力を培うことができるであろう。また、「異なる文化を持った人々と共に生きていく資質や能力」や「相手の立場を尊重する能力」も外国人児童・生徒との共同生活の中で、実体験に基づきつつ育むことができる。さらには、異なる言語や文化と比較することで、自らの言語や文化を客体化できるようになり、日本人としての自己の確立が促されると考えられる。

このように、外国人児童・生徒との関わりは、第15次中央教育審議会第一次答申に見られる国際理解に関する①～

③の能力の育成に貢献する。同時に、日本人児童・生徒との関わりの中で、外国人児童・生徒もまたこれらの力を育むことができるであろう。両者が交流することで新たな視点が提供され、双方に多大な教育的効果がもたらされると考えられる。

4. 学校における外国人子女に関する課題

前節で見たように、外国人子女が日本の学校で教育を受けることは基本的な権利である。また、日本人児童・生徒と外国人児童・生徒がともに学ぶことの教育的意義は大きいですが、実際の学校現場においては様々な問題が生じる。縫部（1999）は学校現場における実態報告および日本語指導者に対する調査から、①日本語指導、②教科指導の補充・支え、③母語保持、④異文化間教育、⑤適応教育、⑥アイデンティティーの確立、⑦仲間作り、⑧進路保障、⑨外国人児童・生徒の保護者、という問題点を指摘している。ここで縫部（1999）の言う⑤「適応教育」とは日本の学校文化への理解のことであり、広義の異文化間教育（異文化理解）に含まれるであろう。また、⑥「アイデンティティーの確立」は母語保持や異文化間教育を通して実現される問題であると考えられる。

先行研究におけるこのような指摘を踏まえ、a. 日本語指導、b. 教科指導、c. 母語保持、d. 異文化間教育、e. 仲間作り、f. 進路保障、g. 外国人児童・生徒の保護者という問題について、以下に具体的に考える。

4-1. 日本語指導

外国人児童・生徒を受け入れるに際して、まず問題となるのは日本語の問題である。先に述べたように、文部科学省は毎年、日本語指導が必要な外国人児童・生徒数を調査しており、また、教員定数の特例加算やJSLカリキュラムの作成など、日本語指導に関する様々な施策を行っていることから、この問題の重要性がわかる。外国人児童・生徒にとって、日本語力が十分でなければ、授業を理解するのはもちろんのこと、教師や同級生とのコミュニケーションをとることが出来ず、その結果、学校に行くことの意味を見出すことが出来なくなるであろう。

2節で見たように、2005年9月1日の時点で、全国に20,692人、徳島県内に34人の日本語指導を必要とする児童・生徒が公立学校に在籍している。徳島県内における34人という人数は全国的に見ると多い数字ではないが、このことは日本語指導の必要性が低いということを意味するものではない。受入れが断続的になり、指導が場当たりのならざるを得ないなど、少人数であるが故の難しさを内在していると考えられる。

外国人児童・生徒に対する日本語教育の難しさの原因としては、学習歴、年齢、学校への転入時期などが一様ではないことが考えられる。また、ある者は短期滞在のための生活日本語を必要とし、ある者は日本での定住を視野に入れた進学を目的として日本語を学習するなど、学習目的が多様であることも難しさの一因である（東京外国語大学留学生日本語教育センター1998）。これらの理由から、外国人児童・生徒に対しては、日本語学校や高等教育機関における日本語教育のように、一斉に日本語指導を行うことは出来ず、個別指導が基本とならざるをえない（横田2003）。学校における日本語指導に関して、文部科学省は日本語指導のための教員の特例加算を行っているが、その人数は全国で985人（平成17年度）であり、上記のような教育事情を考えると、指導教員数が絶対的に不足していると言える。では、学校現場ではどのような教員が日本語指導に携わっているのだろうか。外国人子女の日本語指導に関する調査研究協力者会議（1998a）の調査結果によると、小学校では学級担任（56.5%）、中学校および高等学校では国語担当の教員（それぞれ22.1%、68.2%）が主として日本語指導にあたっている。しかし、日本語母語話者を対象とする指導と外国人に対する日本語指導の間には大きな開きがあるため、指導に携わっているこれらの教員は負担を強いられることになる。外国人児童・生徒が在籍する公立学校において、日本語指導者の確保は緊急の課題であると言える。

日本語指導に関する二つ目の問題として、日本語教材および情報の共有化の問題がある。文部省（文部科学省）は外国人児童・生徒を対象とした日本語教材として『にほんごをまなぼう1, 2, 3』および『ようこそ日本の学校へ』を作成しているが、これらの教材を実際に使用している学校は半数にも満たず、その代わりに、国語の教科書を用いている学校が全体の75%にも及んでいる（外国人子女の日本語指導に関する調査研究協力者会議1998a）。このように既存の日本語教材が使用されていないことの原因としては、学校および担当者にこれらの教材が認識されていないことが挙げられる。国語の教科書は日本語母語話者を対象として編纂されたものであることを考えると、語彙や文法項目の提示順序や提示方法など、日本語学習用の教科書として適切であるとは言えない。今後は、外国人児童・生徒用教科書の開発とともに、それらの普及が求められる（外国人子女の日本語指導に関する調査研究協力者会議1998a）。

4-2. 教科指導

日本語指導と同様に、教科指導についても、その必要性が指摘されている。特に、日本に長期滞在するような場合には、進学のための教科指導が重要になる。外国人児童・生徒は教科の学習に関して遅れることが多いが、このことについて、山田（2004）は、外国人児童・生徒が学校生活を営むための「生活日本語」を学習する間に教科の学習が進むために、日本人児童・生徒との間に学力差が生じると指摘している。さらに、「生活日本語」と「学習日本語」との間には、語彙、文字・文法に関して違いが見られるため（横田2003）、「生活日本語」を身に付けても、それだけで教科の学習が可能になるわけではない。しかしながら、「生活日本語」を身に付けた外国人児童・生徒は学校生活に不自由がないように見えるため、そのような問題には気づかれぬまま、「成績はよくないが、学校生活をするうえで特に問題はない日本人の遅進児童生徒と同じ（太田2005）」と位置づけられることになる。

外国人児童・生徒の教科学習に関して問題となるのは、日本語の問題だけではない。太田（2005）は外国人児童・生徒は日本におけるモノカルチュラルな教育の中で、様々な文化的ギャップに遭遇するため、学習が遅滞すると指摘する。このような外国人児童・生徒の内面に關わる問題や上に見たような生活日本語と学習日本語の違いに関する問題は見逃されやすいが、外国人児童・生徒に対する教科指導に際してはこの点に留意する必要がある。

教科指導に関する支援としては、次のことが求められる。まずは教科学習を前提とした日本語指導のあり方の検討である。上に見たような問題を解決するためには、「生活日本語」を習得してから「学習日本語」の学習を始める、あるいは「学習日本語」を習得してから教科の学習を始めるのではなく、両者をリンクさせつつ、教科の学習を行う必要がある（東京外国語大学留学生日本語教育センター1998）。また、児童の日本語のレベルに応じて、教科書を平易な文に書き直して提示することも有効であるが（光元・藤原2003）、そのためには日本語支援者の協力が必要である。教科指導に際しては、実際の授業に即しつつ、日本語の指導あるいは支援を行う必要があるため、授業担当者として日本語指導者・支援者の連携の強化が一層求められる。

4-3. 母語保持

外国人児童・生徒が学校で生活・学習するためには日本語の習得が必要であるが、彼ら自身の母語保持も同様に重要である。近年、母国へ帰国することを前提とした中国や南米などからの短期滞在者が増加している。そのような外国人子女にとっては帰国後、母語によるコミュニケーション能力が必要になる。村田（2001）はブラジルおよびペルーに帰国した子ども達に対して調査を行い、帰国後、多くの生徒が母語でのコミュニケーションに関して問題を抱えており、日本滞在中の母語指導の必要性を望んでいることを報告している。

外国人児童・生徒に対する母語の支援はさらに次のような2つの意味を持つ。一つはアイデンティティーの尊重・確立であり、もう一つは外国人児童・生徒が抱える不安やストレスに対する心理的ケアである。言語はアイデンティティーに關わる重要な要素であるため、外国人児童・生徒に対して母語の支援を行うことで、外国人児童・生徒自身のアイデンティティーを尊重し、その確立を促すことができる。このことを踏まえると、外国語である日本語の習得を過度に促すことは外国人児童・生徒の母語を軽視してしまい、アイデンティティーの確立に支障をきたす危険性を含んでいると言えよう。日本語の指導に携わる際にはこの点に留意すべきである。また、母語も通じず、日本語の習得も不十分といったコミュニケーションの手段が完全に確立されていない状態は外国人児童・生徒にとって大きなストレスとなる。生活や学習の場において、母語による支援を行うことはそのようなストレスを軽減することにつながると思われる。これまで、学校に在籍する外国人児童・生徒に対しては日本語指導に重点がおかれることが多かったが、縫部（1999）も指摘するように、外国人児童・生徒に対する心理的ケアも重要な問題である。

このように、外国人児童・生徒にとって母語の保持は重要であるが、どのような形で支援を行うかが実際には問題になる。先に見たように、徳島県における外国人児童・生徒の国籍は多様であり、そのように多様な言語に対応できる支援者を確保することは容易ではない。この点は今後の課題として挙げられる。

4-4. 異文化間教育

外国人児童・生徒が学校生活を行うにあたり、ことばと同様に重要なものが文化的側面である。これに関して、具体的には次の2点が問題となるであろう。

1点目は広義の日本文化への適応である。日本と外国とでは、生活習慣のみならず、様々な学校規則も異なる。そのような規則や習慣の違いを認識させ、日本における生活や学校に適応できるような指導を行う必要がある。2点目はアイデンティティーの問題である。先に述べた母語と同様に、文化はアイデンティティーに密接に關わる（伊東2004）。1点目の問題に関して述べたように、外国人児童・生徒に対して日本文化に適応するための指導を行うこと

は重要であるが、「適応」と「同化」とは異なる。学校現場においては外国人児童・生徒を日本の習慣・規則の型にはめようとする対応が見られることがあるが(太田2005)、文化がアイデンティティーと密接に関わることを考えると、そのような一方的な指導ではなく、外国人児童・生徒の文化を理解・尊重しようとする双方向的な取り組みが求められる。

4-5. 仲間作り

仲間作りは情緒面においても学習面においても外国人児童・生徒が学校生活を送る上で極めて重要な役割を果たす(東京外国語大学留学生日本語教育センター1998, 縫部1999)。同級生に支えられることで、コミュニケーションや学習が促進される。もし、そのような支えがなければ、学校の中で孤立し、不就学になることも予想されるため、仲間作りの働きかけを促すことは教師の重要な役割である。学校に複数の外国人児童・生徒が在籍する場合には、そこに拠り所を求めることができるが、1人しか在籍していない場合には、仲間作りが特に重要な意味を持つと考えられる。

このような仲間作りは学校内だけにとどまるものではない。東京外国語大学留学生日本語教育センター(1998)も指摘するように、地域の行事や子ども会に積極的に関わらせることも必要である。特に、夏休みや春休みといった長期休暇中には、外国人児童・生徒を孤立させないために、子ども達の間人間関係を維持させるような働きかけが地域において求められるであろう。

4-6. 進路保障

山田(2004)によれば、外国人児童・生徒の高校進学率は約50%であるという。日本人の高校進学率が97.6%であることを考えると⁵⁾、高校進学率の低さは顕著である。このように外国人児童・生徒の高校進学率が低いことの理由としては、本人が高校進学を希望しない場合と、高校進学を希望するが日本語力や学力の問題で断念せざるを得ない場合とがある。ここで問題となるのは後者の場合である。特に、学年の途中で転入してきた場合、進学が可能なだけの日本語力と教科の力を短期間で習得するのは困難である。このような場合、例えば当該の学年よりも下の学年に編入させるなどといった配慮も必要であろう。

外国人子女の日本語指導に関する調査研究協力者会議(1998a)の調査結果によれば、小・中学校において学齢より低い年次に受け入れている学校は少ない(小学校14.1%, 中学校28.5%)。外国人児童・生徒を受け入れる際には、当該児童・生徒の将来の希望進路を踏まえ、長期的な視点に立った受入れのあり方を検討する必要がある。但し、東京外国語大学留学生日本語教育センター(1998)も指摘するように、下の学年に編入させることで、クラスメートとの興味・関心の違いからクラスの中で孤立する場合や帰国に際して日本での在籍年数の問題が生じる場合もあるため、受け入れに際しては慎重に検討する必要がある。

4-7. 外国人児童・生徒の保護者

最後に、外国人児童・生徒の保護者の問題について考えておきたい。縫部(1999)は、外国人児童・生徒のみではなく、その保護者も含む形での関係作りも課題であると指摘するが、ここにもことばの問題が存在する。外国人子女の日本語指導に関する調査研究協力者会議(1998a)の調査結果によれば、外国人児童・生徒の保護者のうち、37.9%はあいさつ程度の日本語力であるという。そのため、教師との意思疎通に困難をきたすことも多い。また、外国人児童・生徒の保護者を孤立させないために、保護者同士のコミュニケーションも同様に重要であるが、そこにおいてもやはりことばや異文化理解といった問題が存在する。

このような保護者の問題に関しては、学校、地域、日本語指導者・支援者が協力して考える必要があるが(縫部1999)、学校の問題と地域の問題の中間的な領域の問題であるが故に、どちらからも見過ごされる危険性を含んだ問題である。この点について、それぞれが特に留意する必要があるであろう。

4-8. 問題点のまとめ

これまで7つの観点から公立学校における外国人児童・生徒の指導に関する問題について見てきたが、最後に各々の問題点についてまとめておく。

a. 日本語指導

- 日本語指導者・支援者の確保
- 日本語教材および情報の共有化

b. 教科指導

- 「学習日本語」の指導
- 日本語指導者・支援者の確保

c. 母語保持

- 母語支援者の確保

d. 異文化間教育

- 文化の相互理解

e. 仲間作り

- 学校内外における仲間作りの試み

f. 進路保障

- 長期的な視点に立った受け入れ体制

g. 外国人児童・生徒の保護者

- 日本語指導者・支援者の確保
- 外国人児童・生徒の保護者とのコミュニケーション

5. 徳島県における支援ネットワークの構築に向けて

前節で、日本の公立学校における外国人児童・生徒に関する問題をまとめたが、これらの問題が示すように、外国人児童・生徒に関する問題は学校だけで対応できる問題ではない。従って、外国人児童・生徒に対する支援のためには、学内と学外を結ぶネットワークを構築することが重要になる。ネットワーク構築の必要性についてはこれまでに多くの研究で指摘されてきたが（東京外国語大学留学生日本語教育センター1998、縫部1999、野山2002、川上2005など）、以下においては、徳島県の現状を踏まえつつ、徳島県内において、今後どのようなネットワークの構築が求められるかについて考える。

5-1. 日本語ボランティアとの連携

まずは外国人児童・生徒に対する日本語指導者および支援者をどのように確保するかという問題について、この問題の対処法としては次の二つの可能性が考えられる。一つはこれらの児童・生徒を担当する学校の教師自身が日本語教育についての知識を身につけることであり、もう一つは日本語指導に関して、外部との連携を図ることである。

前者に関して、文部科学省も毎年研修会を開いているが、現場で指導に携わる教員すべてが受講するまでには至っていない。また、長期的に考えると、現職教員のみを対象にするのではなく、教員養成の段階から、日本語教育についての基礎知識を習得するようなカリキュラムを構築することも必要であるが（川上2001）、これが成果を挙げるためには一定の時間を要する。このほか、文部科学省は日本語指導に係る教員の特例配置を行っており、平成17年度、徳島県には2名の教員が日本語指導のために配置されているが、この2名で県内在住の日本語指導を必要とする34人の外国人児童・生徒を支援することには限界があるであろう。学校の教師が日本語教育を担当することにはこのような難しさがあるため、日本語指導および日本語支援を緊急に必要としている児童・生徒のためには、外部と連携を図る必要がある。

ここで注目したいのが、地域の日本語支援者の存在である。徳島県国際交流協会では、日本語ボランティア養成講座を開講しており、初心者を対象とした講座やスキルアップを目的とした講座が県内各地で毎年実施されている。このように、日本語支援の土壌は徳島県内に着実に出来つつあり、学校における日本語支援においてもこれらの支援者の力は不可欠であると考えられる。既に、少数の学校ではこれらの日本語ボランティアが日本語支援に携わっているが、今後はこれらの日本語支援者と一層の連携を図りつつ、日本語指導を必要とする県内すべての外国人児童・生徒に対して日本語支援を行う体制を築く必要がある。

但し、これらの日本語支援者との連携に際しては次の2点に留意する必要があるであろう。1点目は日本語支援者のスキルアップである。前述の養成講座はいずれも合計30時間の講座であり、文化庁が示している420時間の日本語教員養成カリキュラムに照らしてみても、日本語教育に関する知識が十分であるとは言えない。また、教授経験の不足も否めない。従って、実際の日本語指導および日本語支援に際しては、熟練者とのチームティーチングから始め、経験をつんでいくなど、支援を行いつつ、支援者を養成するという仕組みが継続的な支援体制の構築のために求められるであろう。2点目は支援者と連携して行われた実践の共有であるが、この点については5-3で述べる。

また、外国人児童・生徒の保護者に対する日本語支援についても、地域の日本語支援者の協力が必要である。具体的には、地域で開講されている日本語教室の活用が考えられる。2006年9月現在、徳島県内では6つの市や町、そして県の国際交流協会が日本語教室が開講されている。今後はこれらの教室がさらに開設され、外国人児童・生徒のみならず、保護者に対しても日本語支援体制が確立されることが求められる。

5-2. 留学生および地域との連携

文化の相互理解に関しては、これまで行われてきたような留学生との交流会の活用が考えられる。但し、そこでの活動が異質性の理解にとどまってはならない。これまでの留学生との交流会は異文化を知り、興味を育てるという意味合いが強かったが、今後の交流活動においては異質性を認識しつつ、それらを受容する態度も同時に育成する必要がある。このような異文化に対する理解・受容という態度は、外国人児童・生徒が転入してきてから養うのではなく、平素から養っておくべきものである。さらには、学校の中だけでなく、地域においてもこのような交流の場が多く設けられることが求められる。そのような交流を通じて、学校や地域の中に異文化理解・受容の態度が養われ、外国人児童・生徒やその保護者と共生する土壌が築かれることが望まれる。

また、留学生との交流は外国人児童・生徒の母語の問題にとっても有意義であると考えられる。様々な国の留学生と交流することで、日本人児童・生徒は日本語以外の様々な言語に触れることができる。そのように言語の多様性に意識を向けさせることで、外国人児童・生徒の母語に対する関心や母語を尊重する態度を育むことができるであろう。徳島県に在住する多様な国籍の外国人子女に体系的な母語指導ができる指導者を確保することは容易ではないが、留学生との交流を通じて、外国人児童・生徒の母語に対する態度を日本人児童・生徒に育むことは先に述べたような外国人児童・生徒への心理的ケアの点からも重要であると考えられる。

次に、仲間作りに関しては、先にも述べたように、学内・学外における取り組みが必要である。特に、地域においては、様々な地域行事の中で、外国人児童・生徒やその保護者との関係作りを促すことが重要である。外国人児童・生徒の人間関係は学校の中だけで完結するものではない。そのため、各地域では様々な地域行事を通して、外国人児童・生徒やその保護者と日本人の子ども達や地域住民が交流する機会が提供され、地域の中で孤立しないような体制を確立することが求められるであろう。

このような各学校や地域で行われる交流活動に関しても、情報の共有化ということが今後求められるが、これについても5-3で述べる。

5-3. 学校・地域間の連携

先に述べたように、外国人児童・生徒に対する日本語指導および教科指導の難しさの一因として学習目的の多様性や学習日本語の指導が挙げられる。このような問題に対応するためには、教科書や教材に関する情報の共有化のみならず、外国人児童・生徒に対して行われた個別の実践をどのように改善し、共有するかについても今後の課題となるであろう。

実践の共有化には学校間での情報の共有化が必要である。外国人児童・生徒が常時在籍する学校では指導のノウハウを蓄積することができるが、外国人児童・生徒が不定期に在籍する学校では難しく、新たに外国人児童・生徒を受け入れるたびに、担当教員と日本語指導者・支援者が指導のあり方を模索しながら対応しなければならない。そのような学校にあって、先進校のノウハウを共有することは有益である。また、担当教員間で情報や問題を共有することにより、担当教員自身の心理的負担を軽減することもできるであろう。外国人子女の日本語指導に関する調査研究協力者会議(1998b)によれば、外国人児童・生徒が通う小学校の56.6%、中学校の54.5%、そして高校の53.8%が近隣の学校と連携をとっていないと回答しているが、今後は学校間で様々な情報の共有化が行われることが求められる。

情報の共有化に関して、外国人児童・生徒の進路保障という点からは、小・中・高という異校種間の連携も必要である。現在、高校進学に際しては、入学試験によって選抜が行われるために、日本語力や学力が伴わない外国人生徒は進学を断念せざるを得ない。この問題を解決するためには、検査方法に配慮した特別枠の導入といった制度面の整備が重要であるが(佐々木・吉田1996)、同時に、異校種間での情報の交換も求められるであろう。異校種間の連携をはかることで、当該の学校でどのような指導を行えば良いかという指導のあり方を探ることができる。さらに、進学先の学校での情報を得ることで、次に外国人児童・生徒を受け入れる際の指導へつなげることができるであろう。このような進学の問題は、高校進学に限らず、小学校から中学校への円滑な移行にも関わるものである。今後は、外国人児童・生徒の受け入れを当該学校のみ問題として捉えるのではなく、長期的な視点に立ち、次の段階にでき

るだけ円滑に進めるように、小・中・高の間で積極的に連携をはかることが求められる。

また、5-2で述べたような地域での取り組みについても、情報の共有化が求められるであろう。各地域でどのような取り組みが行われているのか、また、それぞれの地域がどのような問題を抱えているのかなどといった情報を交換することで、各地域における取り組みの改善や問題解決に向けてのさらに大きな取り組みが可能になると考えられる。さらには、地域における情報を学校と共有することで、より外国人児童・生徒の生活実態に即した形での支援を学校で行うことができるであろう。

前節で述べた様々な問題を解決するために、各学校や地域に存在する人的・物的資源を活用して、5-1や5-2で述べたような個々の実践や活動を行うことが重要であるが、同時に、個々の支援グループ同士が情報を共有化し、支え合うような体制を構築することが今後は求められるであろう。

6. まとめと今後の課題

本稿では、外国人児童・生徒に関する問題解決のために、ネットワークの構築という観点から考えてきた。外国人児童・生徒に関する問題について、これまでは日本語指導を中心に研究が進められてきたが、日本語指導は外国人児童・生徒が抱える問題の一端に過ぎない。上に見たような様々な問題解決のためには情報の共有を前提とした支援ネットワークの構築が急務である。

徳島県の現状を見ると、学校と地域あるいは学校間には部分的なつながりが見られるが、全体としてのネットワークが構築されていないため、どのような取り組みが行われているのかあるいはどのような人的・物的資源が存在するかという情報が共有されていない。外国人児童・生徒に対する支援のために、まずは学校や地域に存在する人的・物的資源をもとにネットワークを構築して個々の取り組みを行うことが重要であるが、同時にそれらの取り組みを有機的に結合させてさらに大きなネットワークを構築することが重要である。外国人児童・生徒の受け入れという学校における今日的な課題に取り組むために、これら2種類のネットワークを構築していくことが今後は求められる。

今回は学校に在籍する外国人子女について考えたが、外国人子女の問題に関しては、先に述べたように、不就学の外国人子女や未就学児童に対する就学前支援の問題もある。これらの子どもたちに対してどのような支援を行うかについても今後考えていく必要がある。

参考文献

- 有田典代 (2004) 「ネットワークの構築」『地域日本語学習支援の充実 ― 共に育む地域社会の構築に向けて ―』文化庁 (編), 国立印刷局, pp.37-40
- 伊東祐郎 (2004) 「自文化と帰属意識」『地域日本語学習支援の充実 ― 共に育む地域社会の構築に向けて ―』文化庁 (編), 国立印刷局, pp.51-52
- 井上智義 (2002) 「文化とは何か ― 異文化と生活文化 ―」『異文化との出会い! 子どもの発達と心理 ― 国際理解教育の視点から ―』井上智義 (編著), プレイン出版, pp.1-11
- 太田晴雄 (2005) 「日本のモノカルチャリズムと学習困難」『外国人の子どもと日本の教育』高橋喬・太田晴雄 (編), 東京大学出版会, pp.57-75
- 外国人子女の日本語指導に関する調査研究協力者会議 (1998a) 『外国人児童生徒に対する日本語指導実態調査結果の分析』東京外国語大学
- 外国人子女の日本語指導に関する調査研究協力者会議 (1998b) 『外国人子女の日本語指導に関する調査研究〈最終報告書〉』東京外国語大学
- 川上郁雄 (2001) 「「年少者のための日本語教育」が教員養成系大学・学部に必要な理由」『宮城教育大学紀要』第36巻, pp.1-13
- 川上郁雄 (2005) 「日本語を母語としない」児童生徒への地域における支援ネットワークに関する研究」『早稲田大学日本語研究教育センター紀要』第18号, pp.1-12
- 佐々木香代子・吉田新一郎 (1996) 「就学与教育ニューカマーの外国人児童・生徒を中心に」『自治体政策の展開とNGO』渡戸一郎 (編), 明石書店, pp.207-233
- 手塚和彰 (1995) 『外国人と法』有斐閣
- 東京外国語大学留学生日本語教育センター (1998) 『外国人児童生徒のための日本語指導第1分冊』ぎょうせい

- 入管協会 (2006)『平成18年版在留外国人統計』
- 縫部義憲 (1999)『入国児童のための日本語教育』スリーエーネットワーク
- 野山広 (2002)「未来を支える子どもたちへの贈り物」『多文化教育を拓く—マルチカルチュラルな日本の現実のなかで』渡戸一郎・川村千鶴子(編), 明石書店, pp.119-142
- 花見槇子・橋本顕彦 (2001)「小学校における国際理解教育と留学生交流」『三重大学留学生センター紀要』第3号, pp.25-40
- 光元聰江・藤原康弘 (2003)「初期日本語教育におけるリライト教材による教科学習の可能性—外国人児童への学習支援に関する縦断的実践報告」『岡山大学教育学部研究集録』第123号, pp.147-154
- 宮島喬 (2003)『共に生きられる日本へ—外国人施策とその課題—』有斐閣
- 村田翼夫 (2001)「外国人子女教育—帰国後の再適応問題を考慮して」『多文化共生社会の教育』天野正治・村田翼夫(編著), 玉川大学出版部, pp.145-163
- 文部省 (2000)『国際理解教育指導事例集小学校編』東洋館出版社
- 山田泉 (2004)「多文化・多言語主義と子どもの発達」『外国人の定住と日本語教育』田尻英三・田中宏・吉野正・山西優二・山田泉(著), ひつじ書房, pp.129-162
- 横田淳子 (2003)「外国人児童に対する日本語教育のあり方」『東京外国語大学留学生日本語教育センター論集』第29号, pp.69-83
- 横田淳子 (2004)「小学校での教科学習のための日本語指導のあり方」『東京外国語大学留学生日本語教育センター論集』第30号, pp.73-86

注

- 1) 総務省統計局統計データ (<http://www.stat.go.jp/data/chouki/zuhyou/02-11.xls>)
- 2) ここでの人数は5～19歳の人数と年齢層数および学齢年数から算出したものであるが、実際には年齢層に偏りが見られる可能性がある。
- 3) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/026/shiryuu/04102501/005/004.htm
- 4) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/chuuou/toushin/960701n.htm
- 5) 平成17年度学校基本調査 (http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/05122201/001/002/001.htm)

Support for the Foreign Students in Japanese Public Schools : Construction of the Support Network in Tokushima Prefecture

Ryota NAGATA

In recent years, the number of foreign students in Japanese public school is gradually increasing. Those foreign students have the right to receive the school education in Japan, but various problems arise when they study at Japanese public schools. This paper considers those problems on the basis of preceding research and argue to build the support network based on the present condition of Tokushima Prefecture in order to solve those problems. Firstly, it is important to build a small network based on human and material resources which exist in the school and the community to support foreign students. It is also important to combine those networks and to build a bigger one.